飲食店応援前払利用券発行支援事業「取扱店用事務処理手順」

別添資料5



#### 【個人事業者用利用券額面 1,200 円】



【法人事業者用利用券額面 1,100 円】



# ①取扱店申込 (申込期限:令和2年12月28日(月) 午後4時まで)

前払利用券事業への取扱店参加希望者は、下記の必要書類を添えて各飲食店の所在地域を所管する商工会に持参もしくは郵送で申し込みを行ってください。申込書式は福島県商工会連合会HPからダウンロードもしくは各商工会にお問い合わせください。なお、事業概要の広報及び利用客増加を図るため、事業所情報(事業所名、所在地、連絡先等)を福島県商工会連合会 HP上で公開する予定ですので情報公開にご承諾のうえお申込ください。

### 【必要書類】

取扱店申込書(様式第1号) 飲食店営業許可書(写し) 前年の確定申告書(写し) プレミアム分振込先口座(写し)

※通帳の表紙及び通帳を開いた1、2ページ目

售1号	•	_		+	押支	28	令和	年	Я	E E			
	â	欠食店は	5接前	丛利用	券 参加	ф	入患						
						(			数工	(a)			
	Ŧ	-											
所在地													
フリガナ 事業所名										_			
(又は法													
於和表			EP										
8.8						_							
個人・法。		_	別人 ・ 分	従業員数	$\perp$								
(法人の場合) 資本金又		アは出資	総額							Р			
馬	店舗名												
連絡先	(固定)		_		_								
	(携帯) 管轄保健用	6	201	64L ·	福島市 ・	91	ய்க்	· L\1	かき市				
	営業所の4		790.4	0.754	TitleBills .	- 61	Hills	- 6-4	25.0				
飲食店 宮葉計可	歴号又は												
2000001-0	福口												
										_			
交付等	交付希望枚数						枚						
振込口座		金融機関	名・支店	e.									
		口圧各号											
3800	SURE	フリガナ											
		口座名義	A.										
			『項に阿意し、取扱店に申し込み致します。										
チェック		代表もしくは使用する従業員に、福島県暴力団排除条											
	例に規定	とする暴力	団又は寒;	力問員等	こ該当する名	riti	まれて	いませ	h,				
	-, -, -, -, -,	-, -, -, -, -	-以下の項	(目は高口	会で記載~	-,,	-,-,-,	-, -, -, -					
			□ 飲食店営業許可書 (写し)										
源付資料		<ul><li>前年の確定申告書(写し)</li></ul>											
	NO 12 PH 8T		□ 通帳の写し										
						<ul><li>□ 記載項目に高れはないか。</li><li>□ 旅付資料と記載内容は合っているか。</li></ul>							
						_				_			
	確認項目		□ 源付	賃料と設	戦内容は合	7 c							
	確 認項目		□ 源付	質料と設		7 c			北石事	1,00			

### ②前払利用券の受け取り(配布期間:令和3年1月29日(金)まで)

①の申込を受け、各商工会から取扱店へ前払利用券を配布します。配布期間内で100枚を単位として上限枚数まで配布いたします。なお、利用券の在庫状況によっては、上限枚数まで配布できず、配布期間を短縮する場合もございます。配布された利用券が全て販売され、不足した場合には、再度、商工会で利用券の追加配布をお申込みください。その際、「利用券追加配布申込書(様式第2号)」に署名、押印をお願いします。

なか,	利用券配布权数合計の上限は個人事業者、	<b>达人争</b> 兼	有と	Ð1−	めり	ませ/	v <sub>o</sub>			(様式第2号	<u>ا</u>	
<b>次</b> 難	紛失等のないよう適切に保管してください					ı ı	込日 令和	0 年	月	B	-	
	かんものなり ひ ノ 返 列に休日 ひ こくだこり	様式第:	2号	飲食品	5応援前抗	応援前払利用券 追加配布申込書						
							(		商コ	[会)		
			所在地	₹	_							
			フリガナ									
			事業所名	1								
			(又は法 人名) 及び代表 者名						E	EP .		
			店	舗名								
			連絡先	(固定)		=	-					
			建相元	(携帯)		-	-					
				<b>[</b>			回目					
				<b>予望枚数</b>				枚				
			~~	~~~~~~以下の項目は商工会で記載~~~~~~~								
				今回配布する		~						
			F :	アットの番	号	計		枚				
				までに配布 ナットの枚		計		枚				

### ③前払利用券の販売(販売期間:令和3年1月31日(日)まで)

②で配布された前払利用券をお客様に1枚1,000円で販売してください。消費者一人 あたりの購入限度に制限を設けておりませんが、多くの一般消費者の方が購入できるよう 販売方法の工夫をお願いいたします。また販売する際には下記の点にご注意ください。

- (1) お客様に販売する際、必ず利用券の表面に取扱店名、電話番号を記入すること。 (ゴム印でも可能)記載がない利用券は無効となります。
- (2) 配布された利用券は自社のみで販売することとし、他社への転用は厳禁。
- (3) 有効期限内(令和3年1月31日まで)に自社のみで使用していただくよう説明してください。
- (4) いかなる理由によっても払い戻しは不可であることを説明してください。
- (5) 販売は現金を基本とするが、取扱店及び利用者双方の合意があれば、支払い方法は 現金に限定せず、キャッシュレス決済も可とする。(ただし、カード会社等の利用

規約等に反しない場合に限る)



【取扱店名・電話番号記入】 【利用者サイン必要】

### ④前払利用券の使用(利用券使用期間:令和3年1月31日(日)まで)

③でお客様に販売した利用券がお店で使用されますので、前払利用券額面分のサービス (1,200円分もしくは1,100円分) の提供を行ってください。お客様が利用券を使用した際の注意点等は下記の通りです。

- (1) 使用後に利用券表面の所定欄にお客様サインをいただくこと (利用日、氏名を記入していただく。)
- (2) 前払い利用券額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- (3)必ず自社の店名、電話番号が記載されている利用券のみ使用させること。他の取扱店で販売された前払利用券の利用は拒否してください。
- (4) 取扱店名が記入されていない前払利用券の利用は拒否してください。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときには、前払利用券の利用を拒否するとともに その事実を所管の商工会に報告してください。
- (6) 使用期限を過ぎた前払利用券を利用者が持参した場合には、使用期間終了後、6 か月程度はプレミアム分を含まない 1,000 円分の飲食サービスの提供をお願いいたします。

#### ⑤使用済前払利用券の実績報告

取扱店は「使用実績の集計」を行い「プレミアム分請求書(様式第3号)」へ必要事項を記入、押印し、「利用者のサイン」が記入された「使用済みの利用券」と共に各商工会へ持参にて提出してください。商工会で内容、使用済利用券枚数等を確認後、「プレミアム分請求書(様式第3号)」のコピーをお渡ししますので、振込が確認されるまで保管してください。なお、各商工会までの実績報告期限は下記の通りとなります。

また、商工会より配布された利用券のうち、販売されず余った利用券については、所 管の商工会までお戻しください。



## ※10.16 情報更新 赤字部分が更新箇所

■報告期限①: 令和2年 9月7日(月)(8月末まで使用分) ※50枚単位で報告

■報告期限①: 令和2年 12月4日(金)(11月末まで使用分)※50枚単位で報告

■報告期限②: 令和3年 2月15日(月)(1月末まで使用分)※端数分も取りまとめて報告

※1 月末までの使用分を一括で請求することも可能。最終報告期限は令和3年2月15日(月)まで商工会必着となっております。それ以降はプレミアム分の請求は不可となりますのでご注意ください。

# ⑥プレミアム分の振込(振込手数料は無料)

各商工会は取扱店からの請求をとりまとめ、商工会連合会に必要書類とともに提出。 商工会連合会より取扱店にプレミアム分(利用券 1 枚あたり 200 円または 100 円) を支払います。

※「送金のお知らせ」ハガキにて取扱店へ通知します。